

資料提供(投げ込み) 令和7年2月21日(金)	
場所 津市政記者室	
事務担当課	
所属	職・氏名
市民部 地域連携課 (電話059-229-3110)	地域連携課長 柿内 宏介

町自治会交付金の申請内容に関する調査結果について

本市から自治会に交付した令和6年度町自治会交付金の申請内容に関し、令和6年7月の新聞報道を受け、令和6年8月から同年9月まで市営住宅のみで構成される自治会について先行して調査を行い、同年10月2日にその結果を公表しました。

今回、それ以外の自治会のうち、申請された自治会加入世帯数と住民基本台帳の世帯数の差が大きい自治会など37自治会について調査を行いました。

その結果は、下記のとおりです。

記

1 町自治会交付金の概要

自治会が行う活動を推進し、住民福祉の向上を図るため、自治会等に交付している交付金で、地域行事の実施に係る費用や広報等の配布に要する経費を対象として、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に掲げる額を限度とし、予算で定める範囲内において交付しています。

(1) 町自治会活動事業 次に掲げる額の合計額

ア 世帯割額

町自治会の加入世帯数（交付金の交付を受けようとする年度の4月1日（以下「基準日」という。）現在における加入世帯数とする。）に230円を乗じて得た額

イ 均等割額 15,000円

(2) 広報配布等協力事業

町自治会が配布する広報誌等の配布対象件数（基準日現在において配布の対象となる世帯及び事業所の数をいう。）に1,080円を乗じて得た額

2 調査

(1) 調査対象

これまで自治会加入世帯数の確認については、町自治会交付金の申請受付時にいて、申請された自治会加入世帯数と住民基本台帳の世帯数を比較することで確認してきましたが、先行して実施した市営住宅のみで構成される自治会に対する調査の結果を踏まえ、令和6年度に町自治会交付金の交付申請をした1,020自治会のうち、申請された自治会加入世帯数に対する住民基本台帳の世帯数の割合が一定割合以上あった自治会など37自治会に対し調査を行いました。

(2) 調査方法

令和6年4月1日現在の町自治会の加入世帯数及び広報誌等の配布対象件数を確認するため、自治会長に聞き取るとともに、町自治会交付金の申請数の根拠となる資料を確認しました。

(3) 調査結果

交付申請書の記載件数と調査による確認件数に差異があった自治会は22自治会で、アパート、マンション等の集合住宅で入退会状況の把握が困難であったことから前年度の申請と同じ数で申請していたことなどがわかりました。

3 今後の対応

22自治会から提出された修正の申出に基づき、町自治会交付金の交付決定の一部取消及び交付金(差額分)の返還の手続を進めます。返還金の総額は48万3,640円で、返還金額が最も多い自治会では10万870円、最も少ない自治会では1,150円となります。

町自治会交付金交付申請にあっては、これまでも申請書の記入方法等について自治会に案内してきましたが、誤った認識による申請を防ぐため、加入世帯数等の定義や考え方をより丁寧に周知していきます。また、申請書についても、正確な数値を記入できるようなわかりやすい表記に改めるなど様式の見直しを行うとともに、必要に応じて市の関係部局とも連携を行い、申請件数の根拠となる書類により申請内容の確認を行っていきます。

4 参考

市営住宅のみで構成される自治会における調査結果は、次のとおりです（令和6年10月2日公表済み）。

- (1) 町自治会交付金の修正の申出があった自治会数 5自治会
- (2) 返還金の総額 43万7,540円